

第1章 出院時調査等の分析

第1節 出院時調査及び分析対象者の概要

1 本研究における出院時調査等の目的及び方法

外国人少年は、保護処分到处せられただけでは、出入国管理及び難民認定法上の退去強制事由に該当しない。そのため、少年院送致となった来日外国人非行少年でも、多くが出院後も退去強制とならないで日本に在留している。そこで、来日外国人非行少年については、単に、外国人としての特性に応じた適切な処遇の在り方を検討するのみならず、家族関係や在留状況等を踏まえた上での日本社会への社会復帰に向けた処遇及び入国管理行政との連携の在り方を模索することが肝要である。そして、そのためには、在留期間更新、退去強制、永住許可等を含めた在留状況、来日外国人非行少年の非行の背景や要因を踏まえた少年院における矯正教育や保護観察所等における処遇、さらには、地域社会における各種取組の実情と課題について、情報を収集し分析することが求められる。

そこで、本研究においては、少年院に在院中の来日外国人非行少年に対する「在院時調査」に加え、当該少年について、出院までの処遇状況、出院状況等に関する「出院時調査」を実施した。在院時調査の主な分析結果は、研究部報告47「来日外国人少年の非行に関する研究（第1報告）」（以下「第1報告」という。）で紹介したとおりであり、その対象者は、平成22年6月1日から同年11月30日の間に全国の少年院に在院し、又は新たに收容された外国籍（特別永住者を除く。）を有する少年及び日本国籍を有していても日本語が不自由であるなど日本人少年と異なる配慮を必要とする者（103人）である。そして、出院時調査の対象者は、在院時調査の対象者103人のうち、調査終了時点（平成23年11月30日）で在院していた13人を除く90人である。

出院時調査は、在院時調査の対象となった者が出院した際、少年院の法務教官が、出院時調査票（巻末資料1「少年院における外国人少年に関する調査票②〈出院時調査票〉」参照）に記入する方式で行った。

これらの調査のほか、来日外国人非行少年を比較的多く処遇している多摩、久里浜、瀬戸の各少年院、東京、前橋、名古屋の各保護観察所及び外国人が比較的多く在住している地方公共団体である群馬県太田市、同県邑楽郡大泉町及び愛知県豊田市における聞き取りによる実地調査等を実施して実情と課題について情報を収集し、分析に利用した。

2 本報告における分析の概要

第1報告で紹介した「在院時調査」の主な分析結果を踏まえ、本報告では、主として、出院時調査の分析及び在院時調査で得られた在留状況等に関するデータの分析を実施した。

すなわち、本報告では、第1報告で明らかにした少年院に在院している来日外国人少年等の特性や非行の背景を踏まえて、矯正教育の状況や在院中及び出院後の出入国管理の実情等を分析した。

3 本報告における分析対象

前記のとおり、本研究における調査の対象は、平成22年6月1日から同年11月30日の間に全国の少年院に在院し、又は新たに収容された、①外国籍を有する少年（特別永住者を除く。）、②日本国籍を有していても、日本語が不自由であるなどして日本人少年と異なる配慮を必要とする少年であり、第1報告では、この要件を充たす103人が分析対象となったが、本報告では、そのうち、初めに仮退院した者の出院日である22年6月2日から調査終了時点である23年11月30日までに仮退院又は退院により出院した90人（うち、仮退院が89人、退院が1人）を分析対象（以下「調査対象者」という。なお、入出院時の状況を対比させる場合や在院時調査における調査項目に関する分析の場合等、出院時調査の対象から外れた13人を含めて「調査対象者」とする場合もあり、必要に応じてその旨を明示する。）とした。なお、調査対象者90人中、日本国籍を有する者は3人であった。

また、少年矯正統計調査要領に基づく出所（院）者調査票からデータを得られる項目については、分析対象者の出院時期と重なる平成22年6月から23年11月に少年院を出院した者全て（以下「出院者全体」という。）、又は、これから調査対象者を除いた者を参考値として計上した。なお、出院者全体については、国籍等のデータがとれないため、その中には、22年12月1日以降に入院し、23年11月30日までに出院した外国籍等を有する者が、調査対象者以外にも若干名いると思われ、この点に留意する必要がある。

分析に当たり、クロス表分析¹やウェルチの検定を実施したが、これらの統計的な検定を実施した場合には、本文中にその旨及び検定結果を示した。

なお、用語遣い、来日時年齢類型や非行名の分類等は、基本的に、第1報告第4章の例によることとする。

第2節 調査対象者の基本属性等

調査対象者の基本属性は、**1-2-1表**のとおりである。

¹ χ^2 検定における期待度数が5未満の項目が全体の20%以上ある場合又は期待度数に1未満の項目がある場合は、フィッシャーの正確確率検定又はモンテカルロ法によった。また、クロス表分析で有意差が見られた場合は、残差分析の結果により検定結果の解釈を行っている。

1-2-1表 調査対象者の基本属性

区 分	人 員
総 数	90 (100.0)
性別 男	82 (91.1)
女	8 (8.9)
出院時年齢 15歳	3 (3.3)
16歳	14 (15.6)
17歳	15 (16.7)
18歳	17 (18.9)
19歳	18 (20.0)
20歳	21 (23.3)
21歳	1 (1.1)
22歳	1 (1.1)

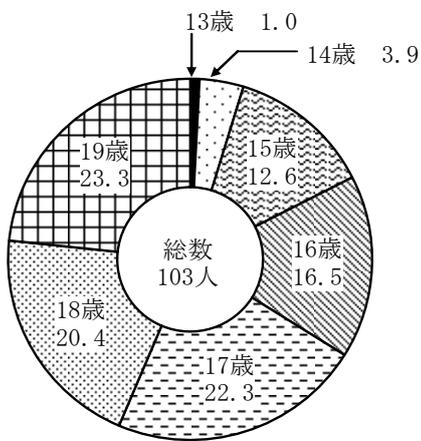
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、区分別の構成比である。

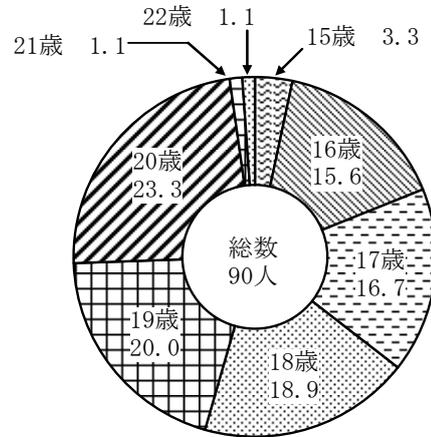
調査対象者の年齢は、1-2-2図及び1-2-3図のとおりである。

1-2-2図 入院時・出院時の年齢別構成比

① 入院時

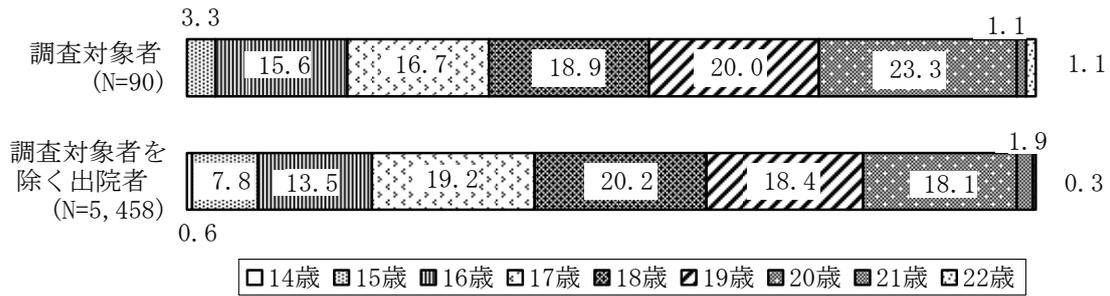


② 出院時



注 法務総合研究所の調査による。

1-2-3 図 出院時年齢別構成比



注 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

調査対象者の出院時における少年院の種類及び処遇区分は、1-2-4表のとおりである。調査対象者のほとんどが長期処遇（92.2%）である。

1-2-4 表 少年院の種類・処遇区分

① 少年院の種類

区 分	出 院 時	(参考) 入 院 時
総 数	90 (100.0)	103 (100.0)
少年院の種類		
初等	13 (14.4)	16 (15.5)
中等	75 (83.3)	85 (82.5)
医療	2 (2.2)	2 (1.9)

② 処遇区分

区 分	人 員
総 数	90 (100.0)
短期処遇	7 (7.8)
一般短期	5 (5.6)
特修短期	2 (2.2)
長期処遇	83 (92.2)
処遇勧告なし	77 (85.6)
処遇勧告あり	6 (6.7)
相当長期	2 (2.2)
比較的短期	1 (1.1)
医療措置後は中等少年院に移送相当	2 (2.2)
特修短期	1 (1.1)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、区分別の構成比である。
 3 長期処遇における特修短期の処遇勧告は、医療上移送により医療少年院から出院した者である。

ところで、平成22年に、家庭裁判所が一般保護事件で少年院送致決定をした3,323人²のうち、一般短期処遇相当の処遇勧告がなされた者は745人（22.4%）、特修短期処遇相当の

² 司法統計年報の数値は、年ごとに計上されているところ、年単位では、平成22年に家庭裁判所で終局処理された群（同年の年報に掲載）が、調査対象者と在院時期が重なる者を最も多く含むと考えられる。

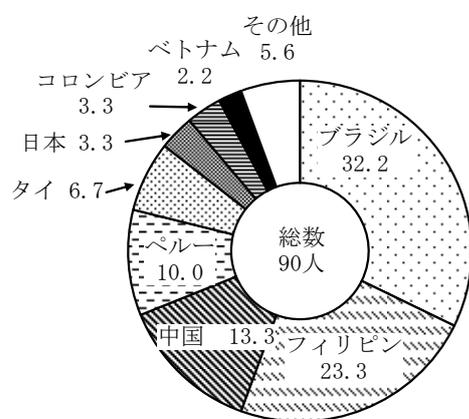
処遇勧告がなされた者は29人（0.9％）であった（司法統計年報による。）。一般に、入院時の処遇課程は、その決定に当たり、家庭裁判所による処遇勧告が最大限尊重される実務を前提とすると、調査対象者は、入院者全体より長期処遇の割合が高いことがうかがわれる。

なお、調査対象者のうち、出院時の少年院の種別が入院時から変更となっている者は、3人であり、それぞれ、初等少年院から中等少年院、医療少年院から中等少年院、中等少年院から医療少年院へ変更されている。

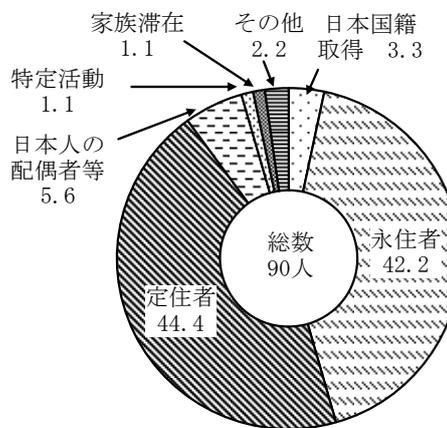
調査対象者の出院時の国籍等及び在留資格は、**1-2-5図**、来日時年齢類型（日本で出生した者は「日本出生者」、外国で出生後來日した者のうち、来日時年齢が0～5歳の者を「乳幼児期」、6～11歳を「小学校期」、12～14歳を「中学校期」、15～17歳を「高校期」としている。以下同じ。）は、**1-2-6図**、主たる非行名は、**1-2-7図**のとおりである。調査対象者は、在院時調査時とほぼ重複する者のため、在院時の調査結果とほぼ同様の特色が見られる（第1報告第4章第2節、第4節及び第5節参照）。

1-2-5図 国籍等・在留資格の状況

① 国籍等別構成比



② 在留資格別構成比



③ 国籍等別在留資格

区分	定住者	永住者	日本人の配偶者等	日本国籍取得	特定活動	家族滞在	その他	全体
ブラジル	13 (44.8)	16 (55.2)	-	-	-	-	-	29 (100.0)
ペルー	3 (33.3)	5 (55.6)	-	-	1 (11.1)	-	-	9 (100.0)
コロンビア	-	2 (66.7)	-	-	-	-	1 (33.3)	3 (100.0)
中国	5 (41.7)	7 (58.3)	-	-	-	-	-	12 (100.0)
フィリピン	14 (66.7)	4 (19.0)	2 (9.5)	-	-	-	1 (4.8)	21 (100.0)
ベトナム	-	2 (100.0)	-	-	-	-	-	2 (100.0)
タイ	3 (50.0)	-	3 (50.0)	-	-	-	-	6 (100.0)
日本	-	-	-	3 (100.0)	-	-	-	3 (100.0)
その他	2 (40.0)	2 (40.0)	-	-	-	1 (20.0)	-	5 (100.0)
全体	40 (44.4)	38 (42.2)	5 (5.6)	3 (3.3)	1 (1.1)	1 (1.1)	2 (2.2)	90 (100.0)

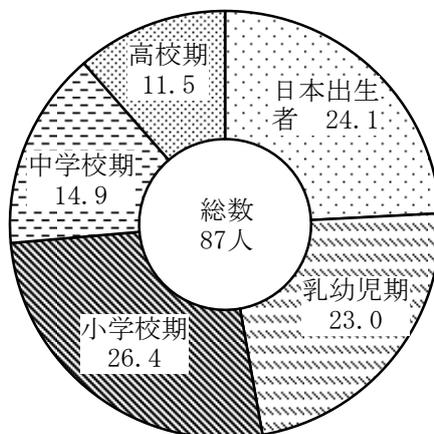
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ①の「その他」は、トルコ、イラン、ボリビア、アメリカ、コンゴ民主共和国が各1人である。

3 ()内は、構成比である。

1-2-6 図 来日時年齢類型の状況

① 来日時年齢類型別構成比



② 国籍等別来日時年齢類型

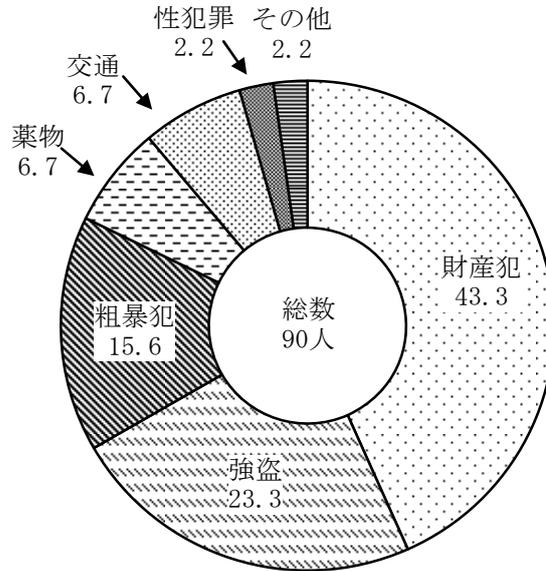
区分	日本出生者	乳幼児期	小学校期	中学校期	高校期	全体
ブラジル	3 (10.3)	10 (34.5)	11 (37.9)	1 (3.4)	4 (13.8)	29 (100.0)
ペルー	3 (33.3)	1 (11.1)	3 (33.3)	2 (22.2)	-	9 (100.0)
コロンビア	1 (33.3)	-	2 (66.7)	-	-	3 (100.0)
中国	4 (33.3)	2 (16.7)	1 (8.3)	3 (25.0)	2 (16.7)	12 (100.0)
フィリピン	4 (19.0)	4 (19.0)	5 (23.8)	6 (28.6)	2 (9.5)	21 (100.0)
ベトナム	1 (50.0)	-	-	-	1 (50.0)	2 (100.0)
タイ	4 (66.7)	1 (16.7)	-	-	1 (16.7)	6 (100.0)
その他	1 (20.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	-	5 (100.0)
全体	21 (24.1)	20 (23.0)	23 (26.4)	13 (14.9)	10 (11.5)	87 (100.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

1-2-7図 主たる非行名の状況

① 主たる非行名別構成比



② 国籍等別主たる非行名

類型	非 行 名	ブラジル	ペルー	コロンビア	中国	フィリピン	ベトナム	タイ	日本	その他	全体
財産犯	窃盗	12	5	2	6	8	1	1	1	1	37
	詐欺				1					1	1
	横領・背任				1						1
強盗	強盗	2	2		1			1	1	1	8
	強盗致死傷	5	1			4			1	2	13
粗暴犯	傷害	3		1		6		2			12
	恐喝	1						1			2
薬物	覚せい剤取締法	4				1					5
	毒劇法				1						1
交通	自動車運転過失致死傷				1						1
	道路交通法	1	1		1	1	1				5
性犯罪	強姦・同致死傷					1		1			2
その他	児童福祉法				1						1
	ぐ犯	1									1
総数		29	9	3	12	21	2	6	3	5	90

注 法務総合研究所の調査による。

第3節 調査対象者の処遇状況等

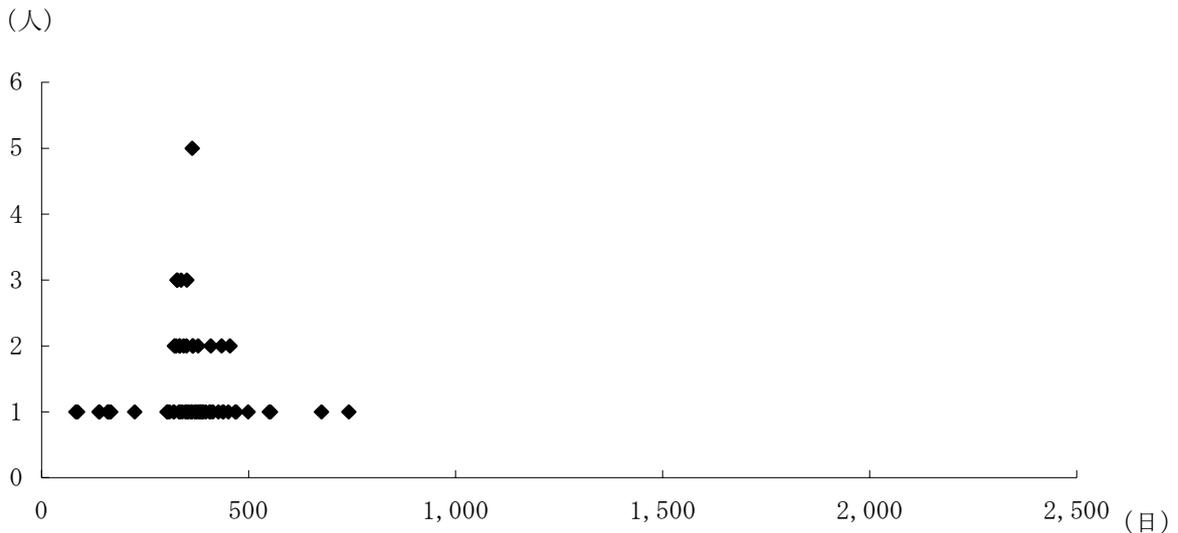
1 在院期間・収容継続事由

調査対象者の在院期間の散らばりを示したのが1-3-1-1図である。出院者全体では、140日前後と364日前後の2か所を中心に分布が集中し、かつ、70日間から2,005日間の相当広範囲にわたって散らばりが見られるのに対し、調査対象者では、364日前後の1か所を中心に、83日間から742日間で散らばっている（なお、調査対象者には平成23年11月までに出院しなかった13人が含まれないため、在院期間が非常に長期間にわたる者がい

ないのはむしろ当然である。もっとも、当該13人中10人は、22年6月以降の入院者である³。このような在院期間の散らばりの特色の違いは、調査対象者について、9割以上が長期処遇であることが影響していると思われる。

1-3-1-1 図 在院期間の状況

① 調査対象者



少年院在院者は、20歳に達したときに退院するのが原則（少年院法11条1項本文）であるが、少年院の長は、少年院送致後1年を経過しない場合は、送致から1年間に限り収容継続できる（同項ただし書）。また、在院者の心身に著しい故障があり、又は犯罪的傾向がまだ矯正されていないため退院させるに不適當な状況にある場合は、少年院の長の申請に基づき、家庭裁判所が23歳を超えない限度で期間を定めて収容継続を決定する（同条4項）。調査対象者で、同条1項ただし書又は4項の規定により、20歳を超えて少年院に収容継続された者（20歳を超えて現に少年院に在院していた者に限る。）は、22人であったが、その収容継続事由（二つ以上の事由がある場合は、最後の決定に係る事由で計上している。）は、**1-3-1-2図**のとおりである。調査対象者を除く出院者全体では、収容継続事由が家庭裁判所の決定（同条4項）である場合が8割を超えるのに対し、調査対象者では22人中13人（59.1%）にとどまる。

1-3-1-2図 最終決定収容継続事由別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 実際に収容継続された者に限る。
 3 1項と4項のいずれの決定も受けた場合については、4項に計上している。

2 処遇課程

調査対象者の入院時（出院時調査の対象ではない13人を含む。）及び出院時の処遇課程の構成比は、**1-3-2-1図**のとおりであり、出院時処遇課程の構成比について、調査対象者を除く出院者全体と対比させたのが、**1-3-2-2図**である。入院時、出院時とも、V₂（職業能力開発促進法等に定める職業訓練（10か月未満）の履修を必要とする者又は職業上の意識、知識、技能等を高める職業指導を必要とする者を対象とする処遇課程）、G₂（外国人で、日本人と異なる処遇を必要とする者を対象とする処遇課程）⁴の割合が高いが、出院時では、V₂が過半数に達している。なお、当然のことであるが、調査対象者を除く出院者全体と比べ、G₂の占める割合が高い。

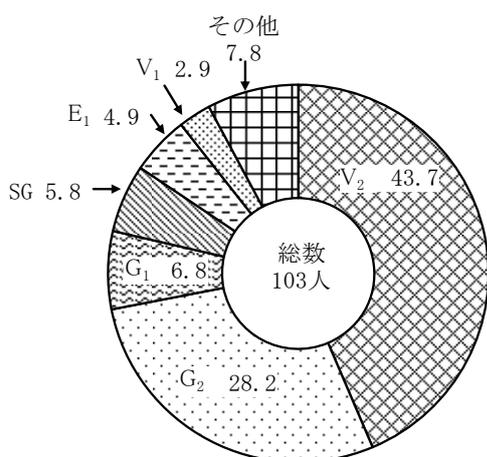
実地調査を実施したある少年院の法務教官からの聞き取りによれば、日本語が全くでき

⁴ G₂、V₂以外の処遇課程の対象者等については、第2章第1節1項（1）ア（ウ）2-1-1-2表を参照。

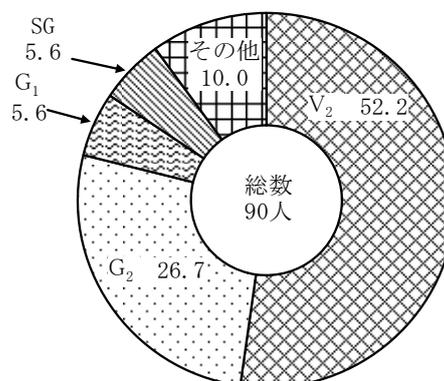
ない来日外国人非行少年が減少してきており、ある程度の日本語能力がある少年は、日本人と一緒に処遇をすることによって実践的に日本語能力を向上させるケースが近年増えているとの所感があり、調査対象者の処遇課程において、 G_2 ではなく、 V_2 が最も多いのは、こうした実務の実情を反映したものと思われる。

1-3-2-1図 入院時・出院時の処遇課程別構成比

① 入院時

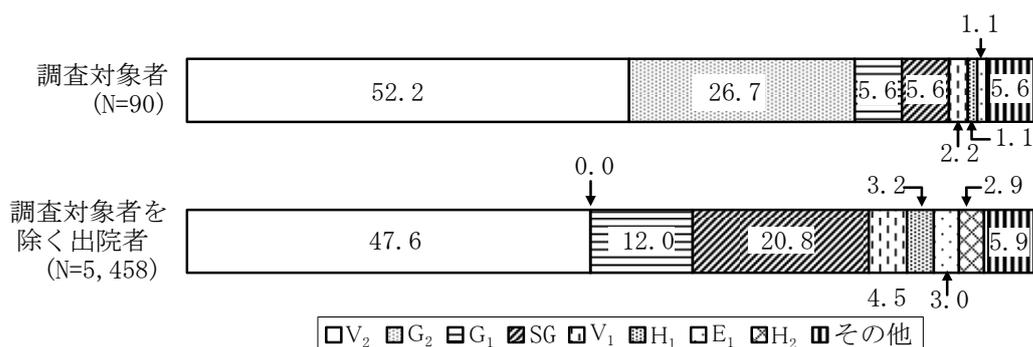


② 出院時



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①の「その他」は、 G_3 、 H_1 及び P_1 がそれぞれ2人、 O 及び H_2 がそれぞれ1人であり、②の「その他」は、 O 、 V_1 及び P_1 がそれぞれ2人、 E_1 、 E_2 及び H_1 がそれぞれ1人である。
 3 V_1 、 E_1 、 SG 等は処遇過程であり、詳細は2-1-1-2表参照。

1-3-2-2図 出院時処遇課程別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 調査対象者の H_2 該当者は0人であった。

在院時調査の対象者（出院時調査の対象ではない13人を含む。）のうち、入院時の処遇課程が G_2 又は V_2 の者の来日年齢等及び日本語能力の状況は、1-3-2-3表のとおりである。

1-3-2-3表 入院時の処遇課程がG₂・V₂の者の来日年齢・日本語能力

① 来日年齢等

区 分	G ₂	V ₂
総 数	29 (100.0)	45 (100.0)
日本出生	1 (3.4)	14 (31.1)
乳幼児期来日	3 (10.3)	12 (26.7)
小学校期来日	7 (24.1)	12 (26.7)
中学校期来日	7 (24.1)	5 (11.1)
高校期来日	8 (27.6)	2 (4.4)
日本国籍	3 (10.3)	-

② G₂の者の入院時の日本語能力（主な使用言語別）

区 分	日本語以外の言語を使用	日本語を使用
総 数	27 (100.0)	2 (100.0)
日常会話可	12 (44.4)	2 (100.0)
簡単な会話なら可	7 (25.9)	-
片言の会話のみ可	2 (7.4)	-
会話ほぼ不可	6 (22.2)	-

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 在院時調査の対象者についての表である。
 3 ()内は、区分別の構成比である。

日本国籍を取得した者を除いて、来日年齢で見ると、入院時の処遇課程がG₂の者の26人中22人が、小学校期以降来日であるのに対し、V₂の者の過半数（45人中26人）は、日本出生又は乳幼児期に来日した者である（同表①）。

入院時の処遇課程がG₂の者の日本語能力は、「日常会話可」の者が相当数いるものの、「簡単な会話なら可」が7人（「簡単な会話なら可」の者は、全体（103人中）では11人）、「片言の会話のみ可」及び「会話ほぼ不可」は、2人及び6人（同各レベルに該当する全員に当たる。）であるほか、G₂の29人中27人が入院時に日本語以外の言語を主な使用言語としている。日本語を主な使用言語とし、かつ、日常会話可の2人のうち1人⁵は、日本語の理解が不十分であり、両親ともほとんど日本語を理解できない者であり、日本語教育指導が、在院中最も重点を置いて行った指導・教育の上位三つ（「以下「重点的指導」という。後記3項（1）参照）の一つになっていた者である。これらのことから、入院時にG₂と判定された場合は、日本語能力が大きな判断要素となっていることがうかがわれる。なお、入院時の処遇課程がG₂の者のうち5人（出院時調査の対象ではない者を含む。）は、在院時調査時点で日本語教育を実施していないが、このうち出院時の処遇課程もG₂であった3人⁶については、入出院時とも日常会話可能な水準に達している者であった（当該3人の

⁵ 他の1人は、出院時調査の対象ではないため、重点的指導項目等は不明である。

⁶ 残りの2人のうち1人は、出院時調査の対象ではない者であり、もう1人は出院時までにV₂に変更している。

重点的指導の内容には、職業訓練、進路指導及び基本的な生活訓練が含まれ、最上位はいずれも職業訓練であった。)

1-3-2-4図のとおり、調査対象者には、入院時と出院時の処遇課程が異なる者が散見される。処遇課程がE₁⁷からV₂に変更された4人は、いずれも、14,15歳の比較的低年齢で初等少年院に入院した者であり、在院中に年齢が上がったことに伴い、教科教育中心から職業補導中心の処遇課程に変更されたものと思われる。処遇課程がG₂からV₂に変更された2人は、いずれも、日本語以外の言語を主な使用言語とする者であるが、1人は、入院時より出院時の日本語能力が向上して「日常会話可」になった者であり、もう1人は、入院時、出院時とも「日常会話可」であった者である。

1-3-2-4図 処遇課程の変動

入院時		出院時	
V ₂	40人	V ₂	47人
E ₁	4人		
G ₂	2人		
P ₁	1人		
G ₂	23人	G ₂	24人
V ₂	1人		
S G	4人		
V ₂	1人	S G	5人
G ₁	5人		
O	1人	O	2人
S G	1人		
P ₁	1人	P ₁	2人
S G	1人		
V ₁	2人	V ₁	2人
E ₁	1人	E ₁	1人
H ₁	1人	H ₁	1人
V ₂	1人	E ₂	1人

注 法務総合研究所の調査による。

3 指導内容等

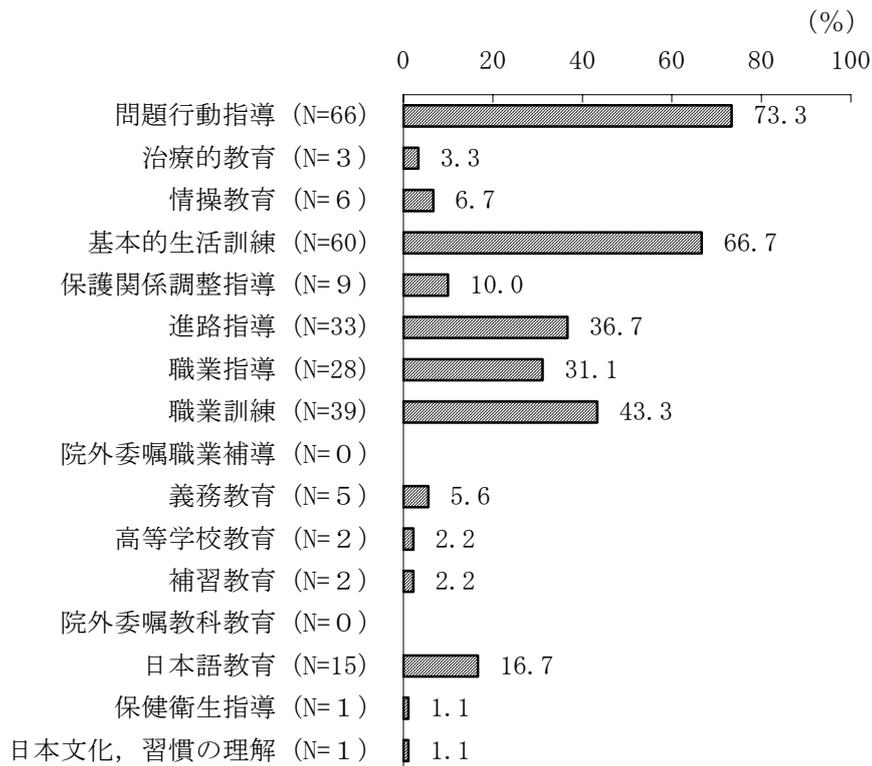
(1) 重点的指導の内容

ア 調査対象者の重点的指導の内容

調査対象者の重点的指導の内容は、1-3-3-1図のとおりである。

⁷ 義務教育課程の履修を必要とする者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を対象とする処遇課程である。

1-3-3-1 図 重点的指導の内容別該当者の比率



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「重点的指導」は、上記指導内容の中から各調査対象者が重点的に受けた指導のうち上位3つを選択したものであり、1～3位までそれぞれ計上している。

3 各重点的指導を受けた者の比率である。

4 ()内は、実人員である。

調査対象者の特性から、必然的に、日本語教育該当者が多いのが特色である。ただし、日本語教育が重点的指導となっている者は、出院時の処遇課程がG₂の者24人中11人とどまり、V₂の者では47人中4人のみである。

なお、日本語教育を重点的指導とする15人中9人の最上位の重点的指導は、問題行動指導であり、日本語教育を最上位の重点的指導としている者はG₂の1人のみであった。また、出院時の処遇課程がG₂で、日本語教育が重点的指導に含まれる11人中10人が他の重点的指導として問題行動指導を受けている。実地調査における少年院法務教官からの聞き取りでも、日本語教育を実施する少年には、問題行動指導、基本的生活訓練及び職業指導を実施するケースが多い印象があるとの所見が得られた。G₂の問題行動指導は、「非行に関する問題について、個別の事情等に配慮して指導する」とされている⁸ところ、日本語教育を必要とする者については、単なる言葉の問題があるだけでなく、その辺縁の、それ

⁸ 平成8年11月27日付け矯教第2952号矯正局長通達「少年院における教育課程の編成、実施及び評価の基準について」による。なお、V₂の問題行動指導は、同通達上、「同じ問題を有する在院者の集団を編成し、その固有の問題について集中的に指導する」ものとされている。

ぞれの文化や環境その他社会生活に適応する上での「個別の事情等」が存在することから、両者が共に重点的指導となっていることが考えられる。

イ 重点的指導と日本語能力

入院時に日常会話が可能なレベルにないなど、日本語能力に課題があった者が相当数おり、指導内容との関係を見るために、入退院時それぞれの日本語能力を、「日常会話可」とそれ以外とに二分⁹した上、各重点的指導の該当の有無との関係についてフィッシャーの正確確率検定をしたところ、幾つかの重点的指導で有意差が見られた。

まず、入院時に日常会話ができない群及び退院時に日常会話ができない群は、いずれも、日本語教育指導の該当割合（入院時40.0%、退院時41.7%）が高い（入院時 $p < .05$ 、退院時 $p < .05$ ）。重点的に日本語教育指導を受けた者15人のうち、退院時に日常会話可能な水準に達していない者は5人であり、内訳は、処遇課程が G_2 の者が4人、 V_2 の者が1人である。もっとも、 G_2 の者のうち3人は、入院時の「会話ほぼ不可」から、退院時に「簡単な会話なら可」に向上している。

なお、主な使用言語が日本語であるにもかかわらず、重点的指導として日本語教育を受けた者が4人いるが、いずれも、保護者の日本語能力が十分ではない（「簡単な会話可」2人、「会話ほぼ不可」2人）。それぞれの内訳は、処遇課程が V_2 の者が2人、 E_1 の者が1人、 G_2 の者が1人である。

他に、入院時又は退院時に日常会話ができない群いずれについても、日常会話ができない群の該当割合が高かった重点的指導は、情操教育（入院時 $p < .01$ 、退院時 $p < .01$ ）及び職業指導（同 $p < .01$ 、同 $p < .01$ ）である。これに対し、職業訓練の該当割合は、入院時では明らかな差は見られなかったものの、日本語能力の向上を踏まえた退院時で見ると、日常会話ができない群で低い（ $p < .05$ ）。少年院在院者の大半が職業補導（職業訓練か職業指導のいずれか又は両方）を受ける実情からすると、日常会話ができない者に対する重点的な指導内容が、職業訓練ではなく職業指導等が多いのは、指導を受ける前提としての日本語能力が影響していると思われる。実際、実地調査を実施した少年院の法務教官からの聞き取りによれば、職業訓練の実施にはある程度以上の日本語能力が必要とのことであり、また、日常会話ができない群に多かった情操教育の一例として、植物の栽培や熱帯魚等の生き物の飼育等、言語能力をそれほど必要としない指導が実施されているとのことであった。

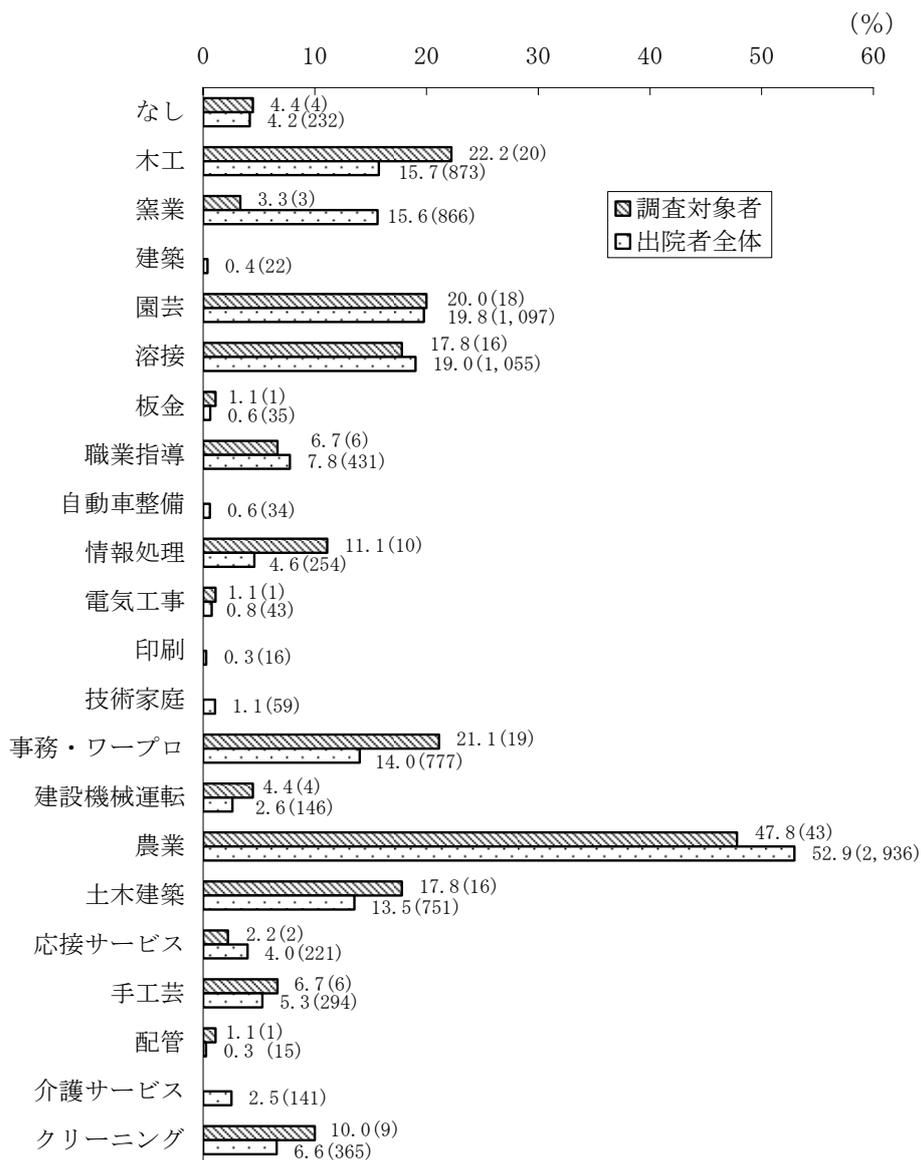
そのほか、基本的な生活訓練（ $p < .05$ ）及び進路指導（ $p < .01$ ）は、入院時に日常会話ができない群の該当割合が低く、問題行動指導（ $p < .05$ ）は、退院時に日常会話ができない群の該当割合が高い（日本語教育と問題行動指導等との関係について前記ア参照）。

⁹ 退院時では、「日常会話可」と「簡単な会話なら可」の者に分かれ、これ以外の「片言の会話のみ可」又は「会話ほぼ不可」の者はいなかった（後記4項参照）。

(2) 職業補導

調査対象者の職業補導の内容は、1-3-3-2図のとおりである。出院者全体とは、計上方法が若干異なるため、単純に対比することはできないが、調査対象者に際立った特色は見られないことがうかがわれる。

1-3-3-2図 職業補導の内容別該当者の比率



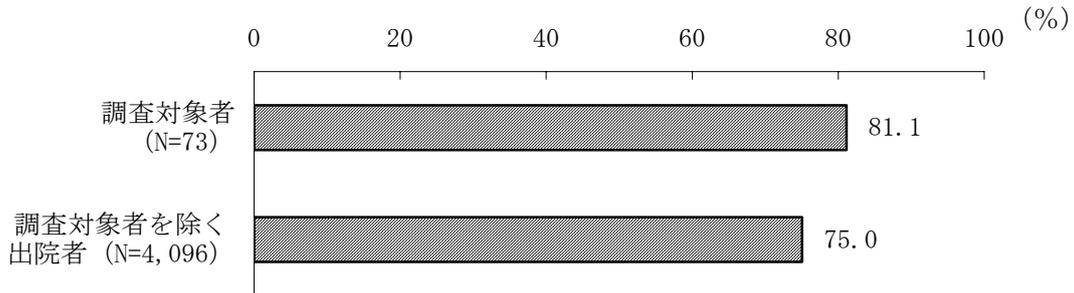
- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 調査対象者については、複数選択をしており、出院者全体については、主たるもの3つまでを選択している。
 調査対象者において、1人で4つの職業補導を受けた者は9人であり、他は3つ以下である。
 3 各職業補導を受けた者の比率である。
 4 ()内は、実人員である。

(3) 資格・免許取得状況

調査対象者の資格・免許の取得状況は、**1-3-3-3**図のとおりである。いずれかの資格・免許の取得の有無（**同図①**）について、 χ^2 検定を実施したところ、調査対象者とこれを除く出院者全体との間に有意差は見られなかった。**同図②**は、調査対象者と出院者全体それぞれについて、取得した資格・免許の状況（複数計上）を見たものであるが、出院者全体については、取得した資格・免許を最大三つまで計上し、かつ、受講した職業補導の種目との関連の有無によって分けて計上しているのに対し、調査対象者では、取得した全ての資格・免許を受講した職業補導の種目との関連の有無にかかわらず合わせて計上している。計上方法が異なるため、資格・免許取得状況の統計的な比較はできないが、それぞれの計上方法の違いを前提に同図を見る限り、両者の間に顕著な違いは見られないことがうかがわれる。

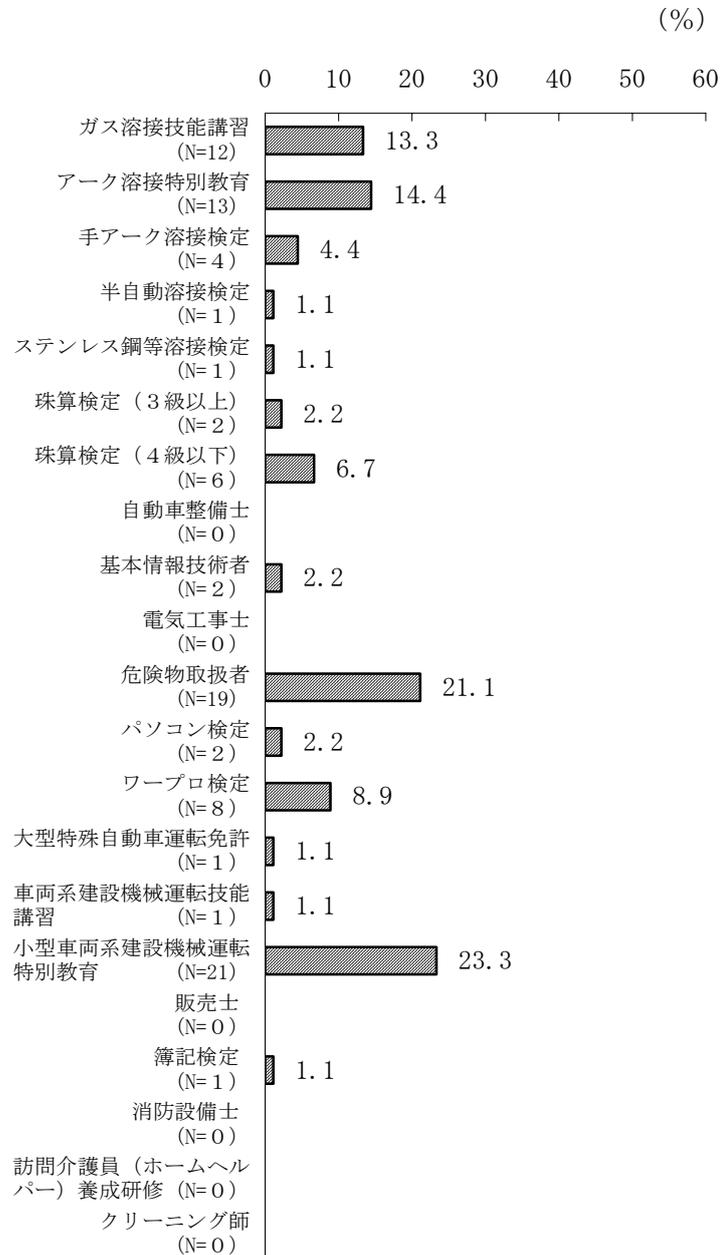
1-3-3-3 図 資格免許取得者の比率

① いずれかの資格免許取得率



② 各資格免許の取得率

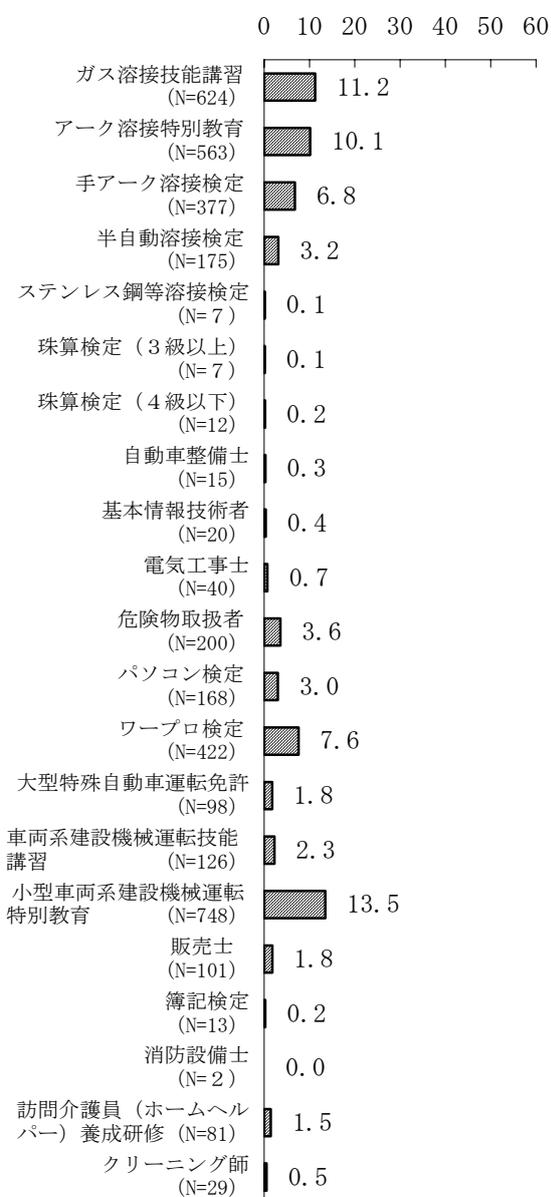
ア 調査対象者



(参考)

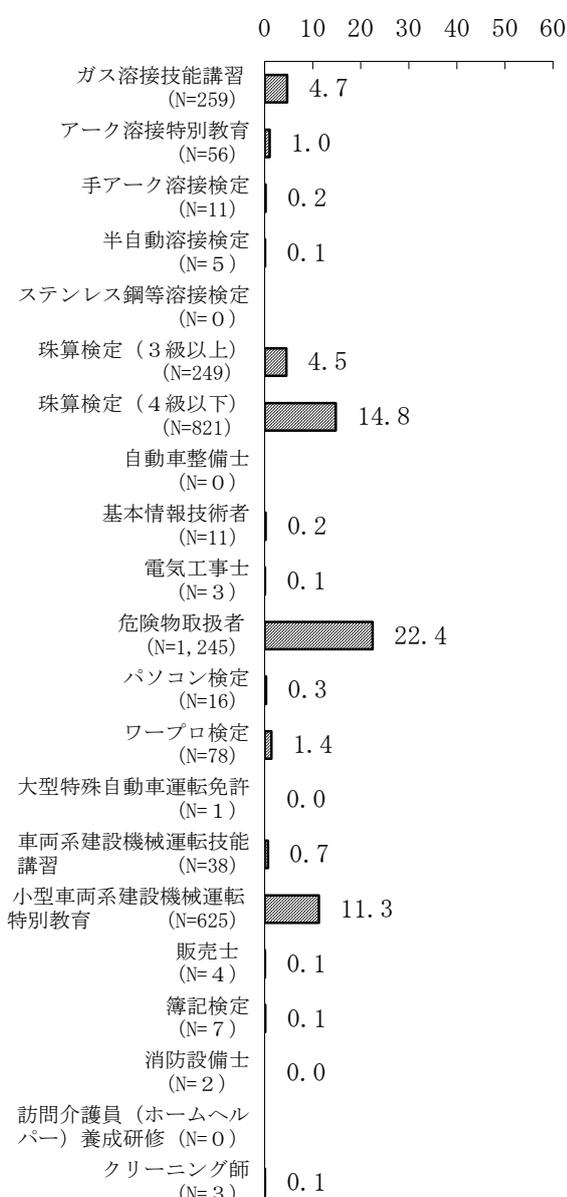
イ 出院者全体(職業補導に関連のあるもの)

(%)



ウ 出院者全体(職業補導に関連のないもの)

(%)



- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 ②のアについては、複数選択をしており、同イ及びウについては、主たるもの3つまでを選択している。調査対象者において、1人で4つの資格・免許を取得した者は2人、7つを取得した者は1人であり、他は3つ以下である。
 3 各資格・免許を取得した者の比率である。
 4 ()内は、実人員である。

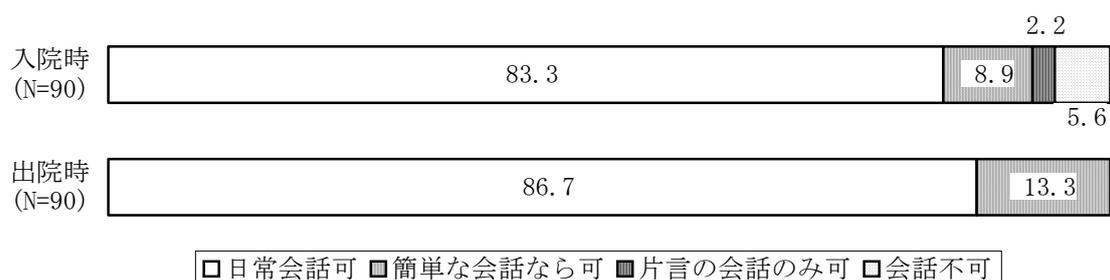
調査対象者について、職業補導の内容と関連する資格・免許取得との関係を見るため、溶接の職業補導の受講とガス溶接資格の取得の関係といった、職業補導の各種目の受講の有無とその内容が関連する資格・免許の取得の有無の関係について、フィッシャーの正確確率検定を実施した。溶接の職業補導を受けた者のガス溶接 ($p < .01$) 又はアーク溶接

($p < .01$) 取得, 建設機械運転 ($p < .05$) 又は土木建築 ($p < .01$) の職業補導を受けた者の小型車両系建設機械運転取得, 事務・ワープロの職業補導を受けた者のワープロ検定取得 ($p < .01$) の割合がいずれも高いなど, 一定の職業補導種目については, 関連する前記資格・免許取得に向けた一定の成果がうかがわれた。一方, 例えば, 情報処理の職業補導を受けた者について, 同種目と関連するワープロ検定取得割合は高いものの ($p < .01$), 同じく関連する資格・免許である基本情報技術者やパソコン検定取得には同種目の職業補導を受けた者との間に有意差が見られないなど, 職業補導と関連する資格・免許取得状況に関係性が見られないものもあつた。もつとも, 職業補導は, 職業に関する教育活動であつて, 勤労を重んずる態度を育成し, 勤労の習慣を体得させようとするものでもあり, 必ずしも特定の資格・免許の取得自体を主目的としているものではない。

4 日本語能力

調査対象者の入院時と出院時の日本語能力を対比したのが, **1-3-4-1図**である。入院時と異なり, 出院時は, 日本語能力向上の結果, 「片言の会話のみ可」又は「会話ほぼ不可」のレベルの者がいない上, 調査票の自由記述の記載等から把握し得る状況を併せ考慮すると, ほぼ全員が, 在院中に, 日本語能力を向上させ, 又は, 「日常会話可」以上の水準を維持している。少年院での処遇の成果として, 調査対象者の日本語能力が向上していることがうかがわれる。さらに, 重点的指導として, 日本語教育を受けた群は, それ以外の群と比べ, 日本語能力が出院時に向上している割合が高かつた (フィッシャーの正確確率検定による。 $p < .05$)。

1-3-4-1図 入院時・出院時の日本語能力別構成比

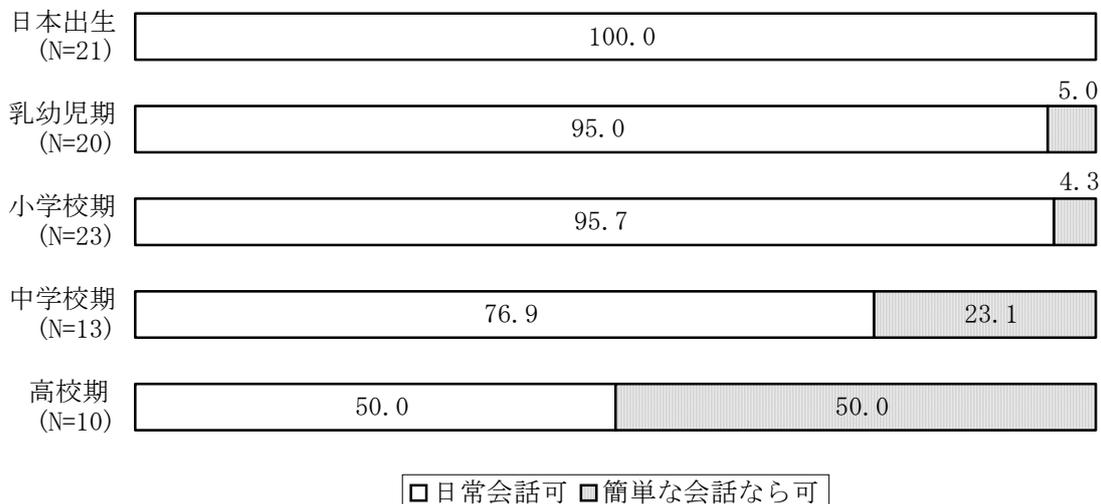


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 出院時は, 「片言の会話のみ可」及び「会話不可」の者は0人であつた。
 3 ()内は, 実人員である。

調査対象者のうち日本国籍を有している者3人を除いた87人の出院時における日本語能力を来日時年齢類型別に見ると, **1-3-4-2図**のとおりである。全体としては, 向上が見られるものの, 出院時に日常会話可能な水準に達しなかつた者は, 中学校期以降に

来日した者が23人中8人、高校期に来日した者に限ると10人中5人に上り、入院時に見られた日本語能力の差と同じく、来日時期が遅いの方が処遇を経た出院時点でも日本語能力に課題を残しやすいことがうかがわれる。

1-3-4-2図 出院時の日本語能力別構成比（来日時年齢別）



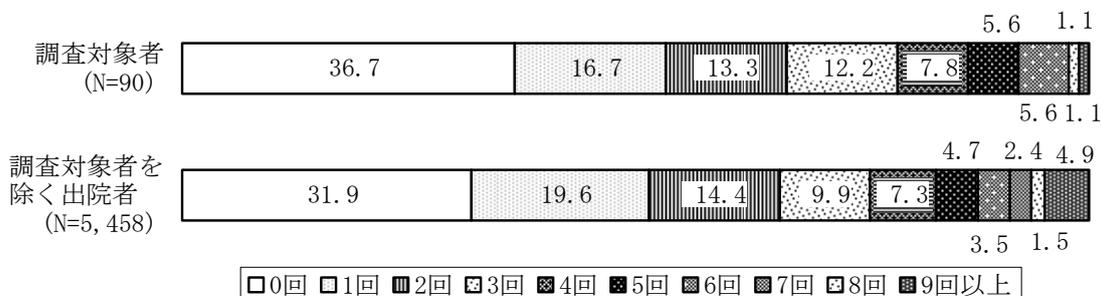
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 日本国籍の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

5 賞票・懲戒

(1) 賞票

調査対象者の在院期間中の賞票回数は、1-3-5-1図のとおりである。なお、在院期間の長短にかかわらず、賞票回数を計上しているのので、調査対象者を除く出院者全体の状況と対比させて見る場合は、それぞれの在院期間の分布の違いを加味する必要があることに留意すべきである。

1-3-5-1図 在院期間中の賞票回数別構成比（比較）

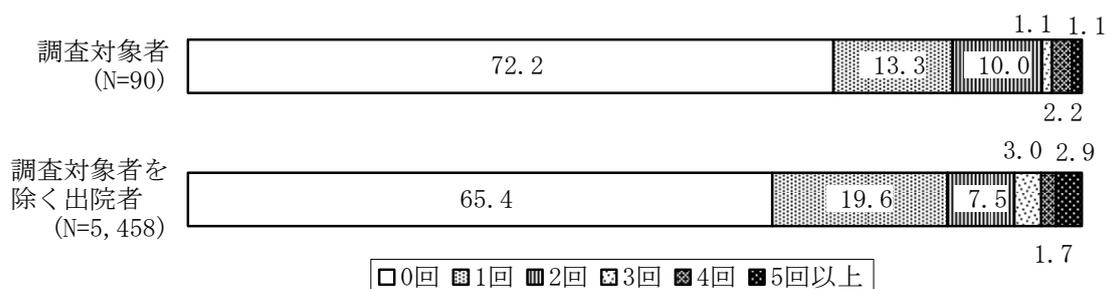


注 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

(2) 懲戒

調査対象者の在院期間中の懲戒回数は、**1-3-5-2図**のとおりである。ここでも、調査対象者を除く出院者全体の状況と対比させて見る場合は、それぞれの在院期間の分布の違いを加味する必要があることに留意すべきである。

1-3-5-2図 在院期間中の懲戒回数別構成比（比較）



注 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

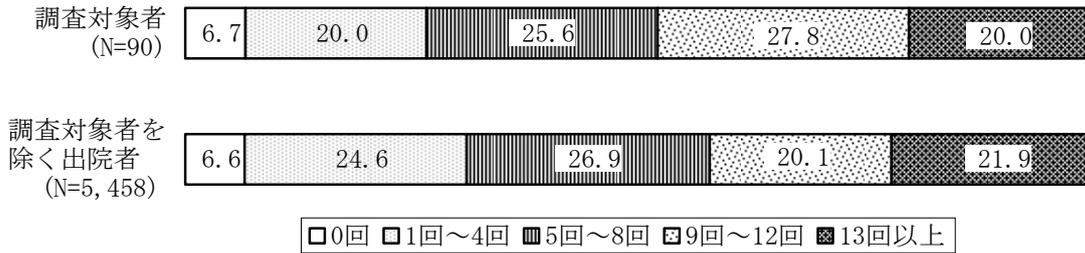
生育環境による影響を見るために、調査対象者について、保護者の養育態度が「虐待的・暴力的」、「養育拒否」又は「ネグレクト」（以下まとめて「虐待的養育態度」という。）の者とそれ以外の者（同「虐待的養育態度なし」という。）で二分し、懲戒の有無との関係について、フィッシャーの正確確率検定をしたところ、「虐待的養育態度」の者の方が懲戒を受けた割合が有意に高かった（ $p < .05$ ）。

また、調査対象者について、不良集団関係の有無によって懲戒の有無に有意差は見られなかったが（フィッシャーの正確確率検定による。 $p = .083$ n. s.），それぞれの群における月平均懲戒回数の平均値の差について、ウェルチの検定を実施したところ、不良集団関係があった者の方が月平均懲戒回数が有意に多かった（ $t(81.357) = 2.152$ $p < .05$ ）。

6 保護者の面会状況

調査対象者の在院期間中の家族・親族による面会回数は、**1-3-6図**のとおりである。調査対象者を除く出院者全体の状況と対比させて見る場合は、ここでも、それぞれの在院期間の分布の違いを加味する必要があることに留意すべきである。

1-3-6 図 在院期間中の親族の面会回数別構成比（比較）



注 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

次に、調査対象者の保護者の養育態度によって面会頻度に違いがあるかを見るために、「虐待的養育態度」の有無と家族・親族による月平均面会回数の関係について、ウェルチの検定を実施したところ、「虐待的養育態度」の者の方が、月平均面会回数が有意に少なかった ($t(18.396) = 2.318$ $p < .05$)。

出身地域による特色を見るために、調査対象者（日本国籍の3人を除く。）の国籍等を、ブラジル、その他南米（ペルー、コロンビア、ボリビア）、中国、フィリピン及びその他に五分し、家族・親族の面会頻度（月平均面会回数が多い順に並べ、各群の度数が等しくなるように三分割して、各群を、月平均面会回数が多い順に、「高」、「中」及び「低」として分析した。）との関係を見たところ、その他南米について、面会頻度が高い者の割合が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p < .05$ ）。

7 成績評価

少年院での成績評価は、個人別に評価すべき事項（個人別項目）に加え、規範意識、基本的な生活態度等の五つの共通に評価すべき項目（共通項目）で実施され、さらに、両方の項目の評価結果を総合的に審査した総合評定がなされる。いずれも、在院者について、処遇段階（級）ごとに、aないしe（個人別項目及び共通項目の場合。aが最も良く、eが最も悪い。）の評定又はAないしE（Aが最も良く、Eが最も悪い。）の総合評定で評価される（成績評価の方法等については、第2章第1節1項（1）イ参照）。

成績評価は、在院者ごとに定められた評定尺度に従った、いわば絶対評価であるが、各人の教育目標の達成度及び教育課程における努力の度合いによって評価者により総合的に判断されるものである。加えて、そもそも各人に設定される個人別教育目標及びこれに基づく段階別到達目標が異なる上、それぞれ、処遇段階（級）が進むごとに段階別到達目標が変わる。そのため、調査対象者間の厳密な比較や各人の成績の向上度等の視点からの詳細な統計分析を試みることは、必ずしも適切な実態分析につながらないことに留意する必要がある。

ここでは、この点に留意しつつ、調査対象者の成績評価の状況を概観し、可能な範囲で

分析を加える。

調査対象者については、全員、入院時に「2級下」の処遇段階にあり、「1級上」で出院している。入院時及び出院時の総合評定の状況は、**1-3-7-1表**のとおりである。総合評定で見ると、入院時はC又はDであった者が、いずれも出院時にC以上の総合評定となっている。処遇段階が進むにつれ、段階別到達目標は難しくなっていくことから、調査対象者については、総じて、出院時に、入院時からの改善が見られることが読み取れる。実地調査における少年院の法務教官からの聞き取りでも、来日外国人非行少年について、総じて、処遇による改善効果があることがうかがわれた。

1-3-7-1表 入院時・出院時の総合評定の状況

区 分	入院時（初回成績）		出院時（最終成績）	
級 別	2級下		1級上	
総 数	90 (100.0)		90 (100.0)	
成 績	D	15 (16.7)	C	11 (12.2)
			B	4 (4.4)
	C	75 (83.3)	C	49 (54.4)
			B	25 (27.8)
		A	1 (1.1)	

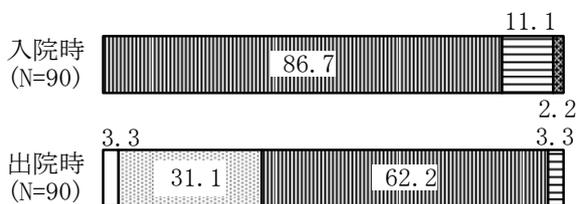
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ()内は、構成比である。

調査対象者の入院時及び出院時の五つの共通項目の評価状況は、**1-3-7-2図**のとおりである。総合評定と同様に、おおむね、出院時に、入院時からの改善が見られることが読み取れる。また、c評価は「普通」であり、実務上、標準的な評価とされているところ、出院時には、これより良いb評価の占める割合が各項目とも相応に目立ってきていることから、出院時における改善の状況がうかがわれる。

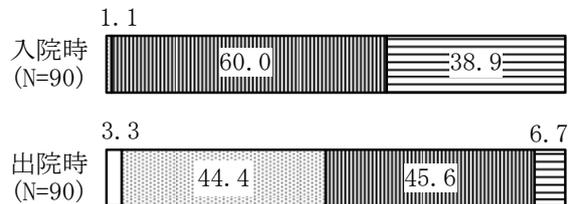
1-3-7-2 図 入院時・出院時の成績評価別構成比・評価の変化（評価項目別）

① 入院時・出院時の成績評価別構成比

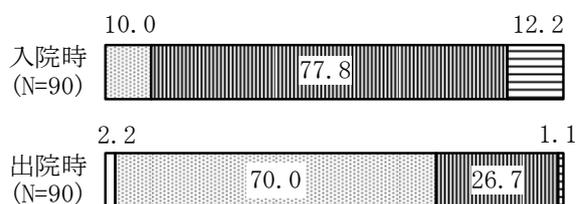
ア 規範意識



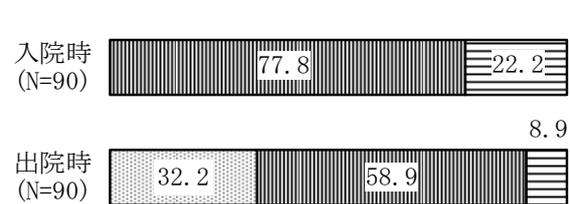
イ 基本的な生活態度



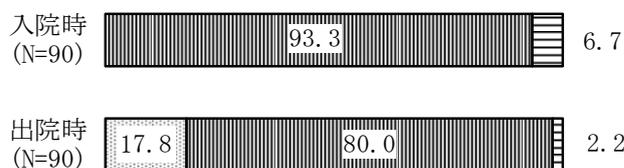
ウ 学習態度



エ 対人関係



オ 生活設計



② 成績評価の変化

ア 規範意識

区分	入院時 (初回成績)		出院時 (最終成績)	
級別	2級下		1級上	
総数	90	(100.0)	90	(100.0)
成績	e	2 (2.2)	c	2 (2.2)
	d	10 (11.1)	c	6 (6.7)
	c	78 (86.7)	b	4 (4.4)
			d	3 (3.3)
			c	48 (53.3)
b	24 (26.7)			
a	3 (3.3)			

イ 基本的生活態度

区分	入院時（初回成績）		出院時（最終成績）	
級別	2級下		1級上	
総数	90 (100.0)		90 (100.0)	
成績	d	35 (38.9)	d	3 (3.3)
			c	20 (22.2)
			b	11 (12.2)
			a	1 (1.1)
	c	54 (60.0)	d	3 (3.3)
			c	20 (22.2)
			b	29 (32.2)
			a	2 (2.2)
	b	1 (1.1)	c	1 (1.1)

ウ 学習態度

区分	入院時（初回成績）		出院時（最終成績）	
級別	2級下		1級上	
総数	90 (100.0)		90 (100.0)	
成績	d	11 (12.2)	d	1 (1.1)
			c	3 (3.3)
			b	6 (6.7)
			a	1 (1.1)
	c	70 (77.8)	c	17 (18.9)
			b	53 (58.9)
	b	9 (10.0)	c	4 (4.4)
			b	4 (4.4)
	a	1 (1.1)		

エ 対人関係

区分	入院時（初回成績）		出院時（最終成績）	
級別	2級下		1級上	
総数	90 (100.0)		90 (100.0)	
成績	d	20 (22.2)	d	3 (3.3)
			c	12 (13.3)
			b	5 (5.6)
	c	70 (77.8)	d	5 (5.6)
			c	41 (45.6)
			b	24 (26.7)

オ 生活設計

区分	入院時（初回成績）		出院時（最終成績）	
級別	2級下		1級上	
総数	90 (100.0)		90 (100.0)	
成績	d	6 (6.7)	c	6 (6.7)
	c	84 (93.3)	d	2 (2.2)
			c	66 (73.3)
			b	16 (17.8)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 成績評価がeの者は、①及び②のアの入院時以外にはいなかった。

3 ()内は、①が実人員で、②が構成比である。

入院時・出院時における総合評定に関し、調査対象者の属性や処遇状況等の別による明らかな特色は見られなかった。

共通項目に関し、入退院時の評価の分布状況を踏まえ、入院時の評価については、2級下のc以上とd以下（言わば、「普通以上」と「不良以下」）とに、出院時の評価については、1級上のb以上とc以下（言わば、「良好以上」と「普通以下」）とにそれぞれ二分し、一定の属性又は処遇状況による違いを見た。分析に当たっては、 χ^2 検定又は正確確率検定を実施しているが、前記のとおり、分析対象となる成績評価が、厳密な比較分析には必ずしもなじまないという前提に留意をした上で、結果を考察する必要がある。

まず、属性の違いによる各項目評価の関係を見た。前記のとおり、厳密な比較まではできないものの、属性の違いによる差が見られる場合は、その属性を有する者について、当該項目に係る指導に対する姿勢の一端をうかがうことができると思われる。

来日時年齢類型（日本国籍を有する者を除いた上、日本出生、乳幼児期及び小学校期、中学校期以降に三分）で見ると、基本的な生活態度の項目において、入院時、不良以下（d以下）に日本出生者が多く（ $\chi^2(2)=8.084$ $p<.05$ ）、対人関係の項目でも、入院時、不良以下に日本出生者が多い（ $\chi^2(2)=7.462$ $p<.05$ ）。さらに、同項目については、出院時、良好以上（b以上）の者に日本出生者が少ない（ $\chi^2(2)=8.278$ $p<.05$ ）。

主な使用言語で見ると、基本的な生活態度の項目で、日本語を主な使用言語とする者がそれ以外の者と比べ、入院時は不良以下が多く（ $\chi^2(1)=4.659$ $p<.05$ ）、出院時は良好以上が少ない（ $\chi^2(1)=6.299$ $p<.05$ ）。規範意識の項目でも、日本語の者に、出院時評価が良好以上が少ない（ $\chi^2(1)=4.063$ $p<.05$ ）。

後記のとおり、日本語教育を通じた日本語能力の向上が処遇に好影響を与えると考えられる一方、日本語能力そのものが、処遇における教育目標の達成度や努力の度合いを高めることには直結していないことが、日本語能力が高いはずの日本出生者や日本語を主な使用言語とする者の成績評価から見て取れる。

保護者の養育態度による違いを見ると、保護者に「虐待的養育態度」が見られた者は、対人関係の項目で、入院時に不良以下が多い。さらに、保護者に「虐待的・暴力的」養育態度が見られた者に限って見ると、それ以外の者と比べて学習態度の項目で出院時の良好以上が少ない（いずれもフィッシャーの正確確率検定による。いずれも $p<.05$ ）。

懲戒の有無による違いを見ると、入院時の規範意識及び対人関係の評価が不良以下の者は、いずれも懲戒ありの割合が高い（いずれもフィッシャーの正確確率検定による。規範意識 $p<.01$ 対人関係 $p<.05$ ）。

次に、処遇状況の別による成績評価の状況を見た。処遇によって変わることはない属性と異なり、処遇状況は、調査対象者の改善を促したり、教育・指導に対する姿勢を良好にするなどの影響を与え得るものであることを念頭に置いてその特色を考察する必要がある。

処遇状況で特色が見られたのは重点的指導としての日本語教育該当の有無である。重点

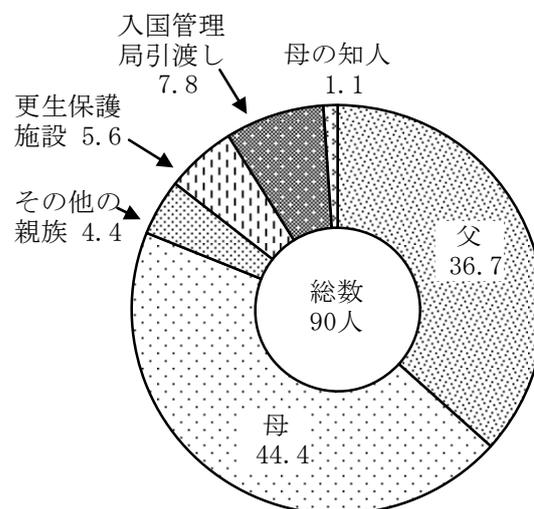
的指導として日本語教育を受けた群は、それ以外の群と比べ、学習態度の項目で、入院時は不良以下と評価された者が多いのに対し（フィッシャーの正確確率検定による。p<.05）、出院時の評価に有意差はない。また、規範意識、対人関係の項目についても、入院時では有意差がないのに対し、出院時では、重点的指導として日本語教育を受けた群に良好以上が多い（前同。p<.05）。重点的指導として日本語教育を受けた者については、全体以上に日本語能力の向上が見られたが（前記4項参照）、学習態度、規範意識、対人関係の指導においても、処遇効果が上がっていることがうかがわれる。実地調査を実施したある少年院の法務教官からの聞き取りでも、日本語学習が進むに従って非行に対する内省が深まるとのことであり、重点的指導としての日本語教育やこれと組み合わされて実施されている各種指導の成果として、日本語能力の向上にとどまらず、より広範囲にわたって処遇効果が上がっていると考えられる。

第4節 調査対象者の出院状況

1 引受人

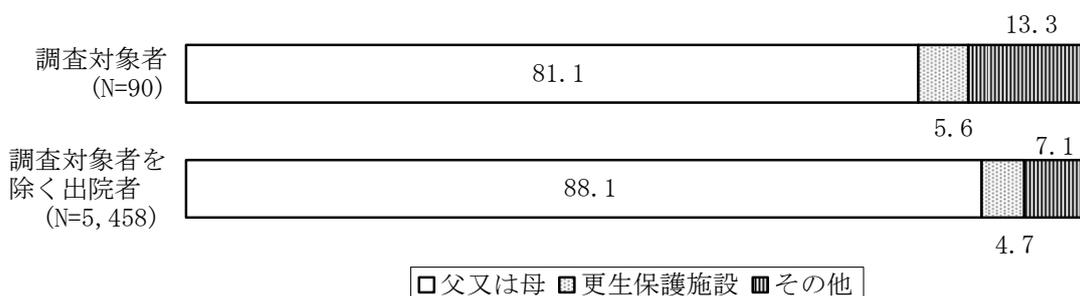
調査対象者の出院時の引受人の状況は、**1-4-1-1図**及び**1-4-1-2図**のとおりである。

1-4-1-1図 出院時の引受人別構成比



注 法務総合研究所の調査による。

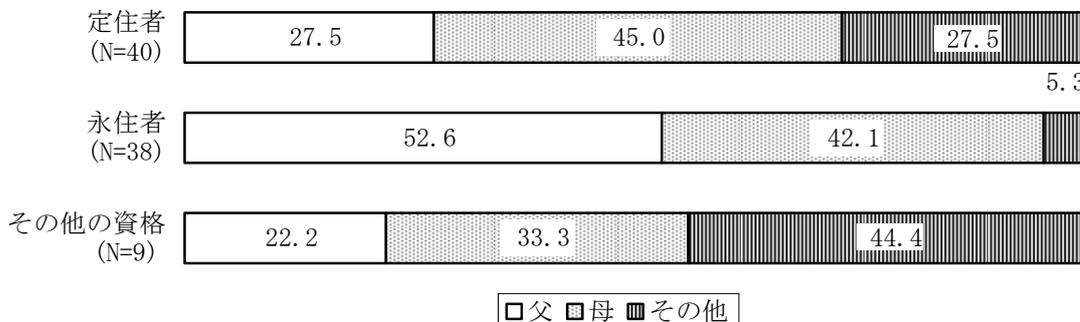
1-4-1-2 図 出院時の引受人別構成比（比較）



- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 調査対象者の「その他」には、入国管理局への引渡等を含む。
 3 調査対象者を除く出院者の「その他」には、雇主等を含む。
 4 () 内は、実人員である。

これを在留資格（出院時）別に見ると、1-4-1-3 図のとおりである。永住者のほとんどが父又は母を引受人としており、家庭環境が比較的安定していることがうかがわれる。

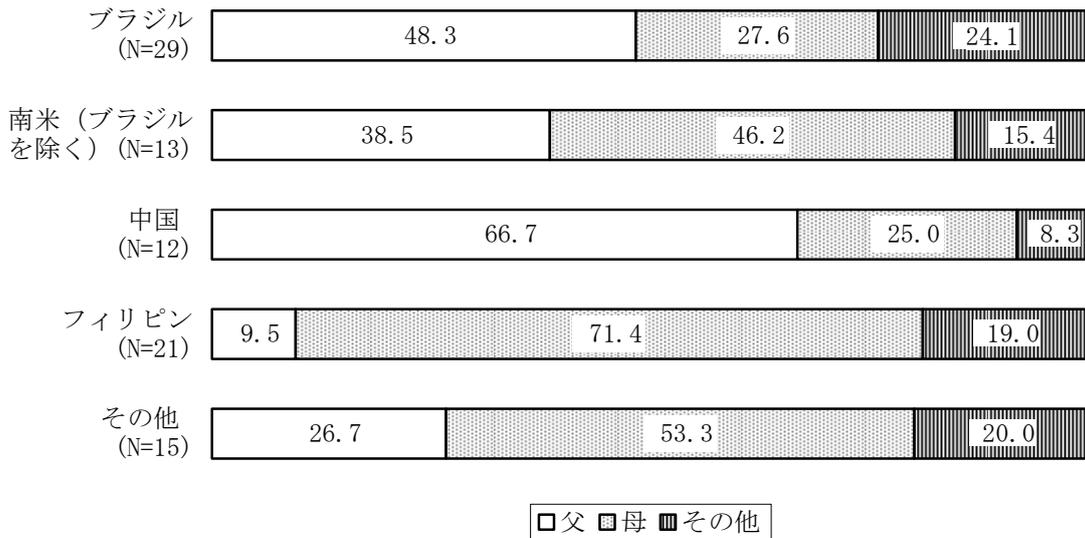
1-4-1-3 図 出院時の引受人別構成比（在留資格別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 日本国籍の者を除く。
 3 引受人の「その他」は、入国管理局引渡し、更生保護施設等である。
 4 () 内は、実人員である。

国籍等別に見ると、1-4-1-4 図のとおりである。

1-4-1-4 図 出院時の引受人別構成比（国籍等別）

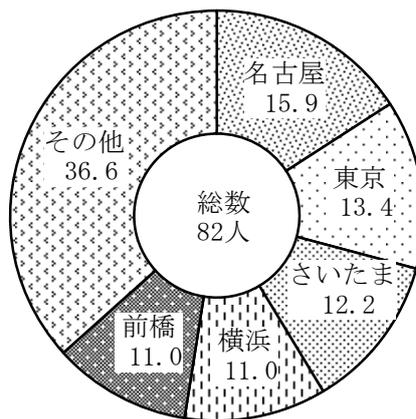


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 引受人の「その他」は、入国管理局引渡し、更生保護施設等である。
 3 () 内は、実人員である。

2 帰住先

調査対象者の帰住先の状況（入国管理局に引渡しの者及び満齢による退院の者を除く。管轄する保護観察所で計上している。）は、1-4-2-1 図のとおりである。

1-4-2-1 図 帰住先を管轄する保護観察所別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 入国管理局引渡しの者及び満齢による退院の者を除く。

これを国籍等別に見ると、1-4-2-2 表のとおりである。

1-4-2-2表 国籍等別帰住先を管轄する保護観察所

区分	東京	横浜	さいたま	前橋	名古屋	その他	合計
ブラジル	-	1 (4.0)	-	5 (20.0)	7 (28.0)	12 (48.0)	25 (100.0)
ペルー	1 (14.3)	1 (14.3)	2 (28.6)	-	1 (14.3)	2 (28.6)	7 (100.0)
コロンビア	-	1 (33.3)	1 (33.3)	-	-	1 (33.3)	3 (100.0)
中国	3 (27.3)	1 (9.1)	1 (9.1)	-	1 (9.1)	5 (45.5)	11 (100.0)
フィリピン	4 (19.0)	4 (19.0)	4 (19.0)	-	4 (19.0)	5 (23.8)	21 (100.0)
ベトナム	-	-	-	1 (50.0)	-	1 (50.0)	2 (100.0)
タイ	-	-	-	2 (40.0)	-	3 (60.0)	5 (100.0)
日本	-	1 (33.3)	2 (66.7)	-	-	-	3 (100.0)
その他	3 (60.0)	-	-	1 (20.0)	-	1 (20.0)	5 (100.0)
全体	11 (13.4)	9 (11.0)	10 (12.2)	9 (11.0)	13 (15.9)	30 (36.6)	82 (100.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 入国管理局引渡しの際及び満齢による退院の者を除く。

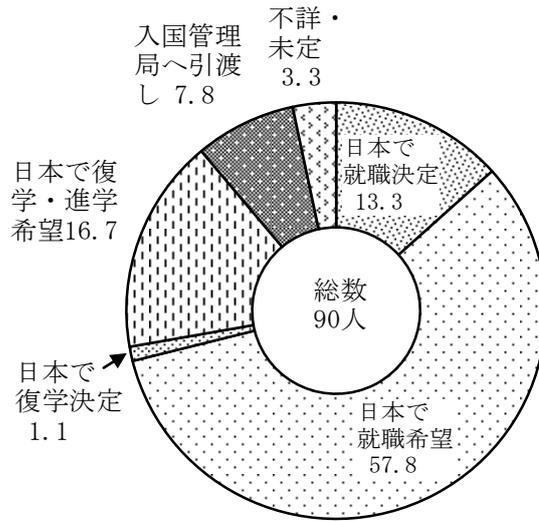
3 () 内は、構成比である。

3 出院後の進路

(1) 進路

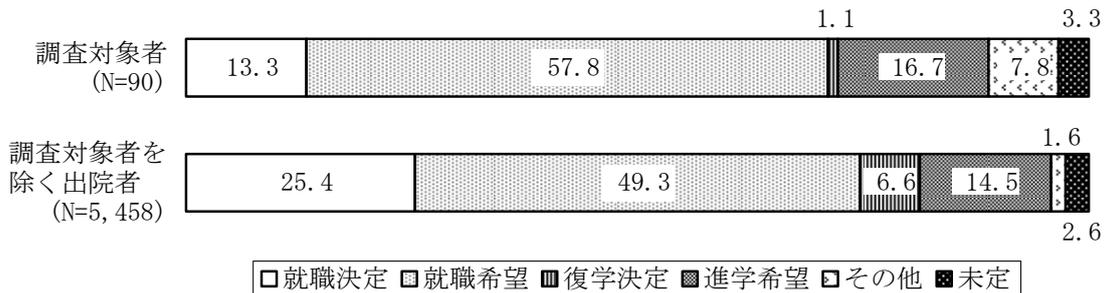
調査対象者の出院後の進路は、1-4-3-1図及び1-4-3-2図のとおりである。入国管理局に引渡しになる者以外のほとんどが日本での就職又は就学を希望しており、おおむね、出院後も日本に在住する者と言える。

1-4-3-1 図 出院後の進路別構成比



注 法務総合研究所の調査による。

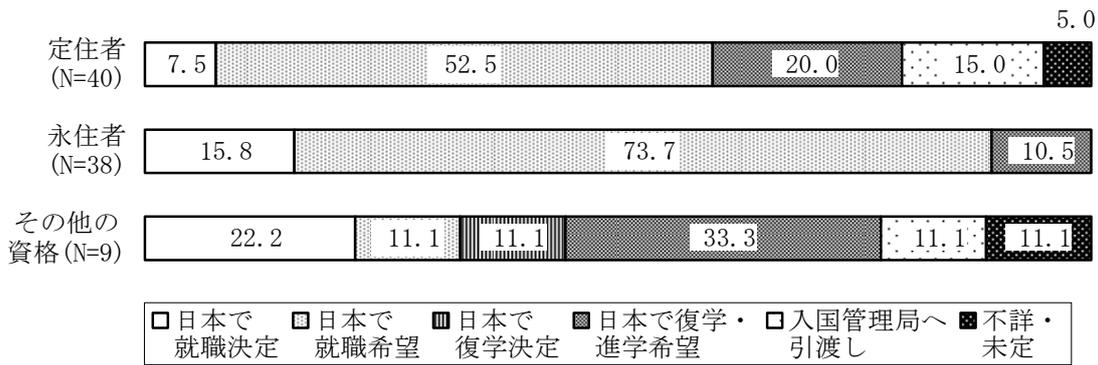
1-4-3-2 図 出院後の進路別構成比 (比較)



- 注 1 法務総合研究所の調査及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 調査対象者の「その他」は、全て入国管理局への引渡しである。
 3 調査対象者の「未定」には、不詳の者を含む。
 4 () 内は、実人員である。

これを在留資格別に見たのが、1-4-3-3 図である。日本での就職決定者及び就職希望者については、長期間の日本在住を希望している場合が多いと考えられるところ、在留資格を定住者、永住者、その他の資格に三分して、入国管理局に引渡しの者を除いた上、日本での就職決定又は希望（以下この項において「就職等」という。）の者とそれ以外の進路の者について、 χ^2 検定を実施したところ、永住者に就職等の者が有意に多かった ($\chi^2(2)=7.283$ $p < .05$)。

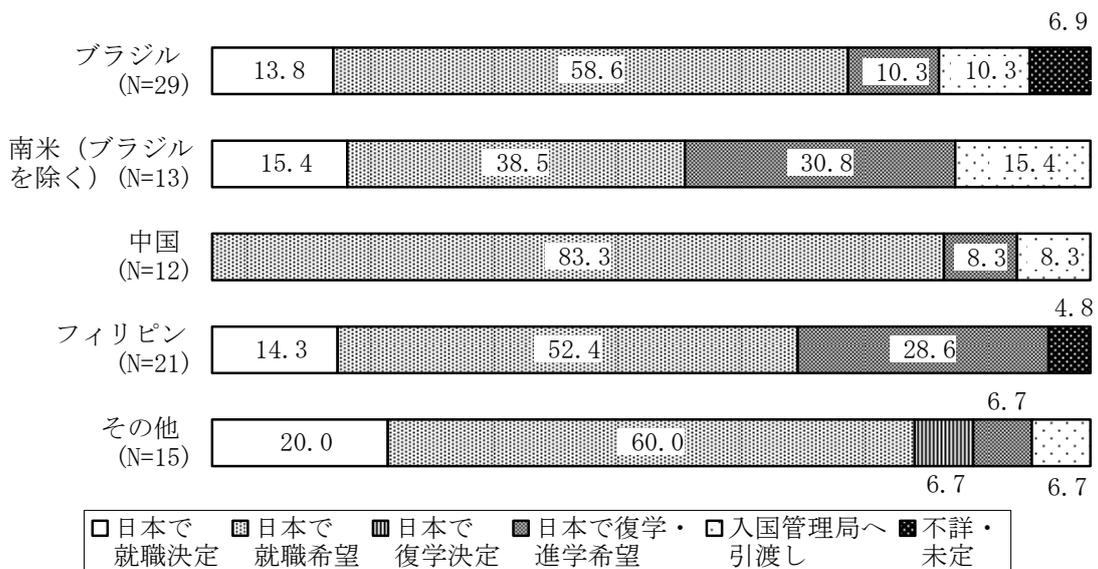
1-4-3-3 図 出院時の進路別構成比（在留資格別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 日本国籍の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

国籍等別に見たのが、1-4-3-4 図である。

1-4-3-4 図 出院時の進路別構成比（国籍等別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、実人員である。

(2) 資格・免許取得と就職状況

調査対象者のうち入国管理局に引き渡された7人を除いた、出院後も日本に滞在する予定の者83人のうち、進路が就職等の者は64人（77.1%）である。

ところで、調査対象者の中で、在院中に何らかの資格・免許を取得した73人のうち、就職が決定した者は9人とどまった。在院中に何らかの資格・免許を取得し、進路が日本での進学・復学決定若しくは希望（以下この項において「復学等」という。）の者及び就職

等の者に占める就職決定の割合について、調査対象者群（14.3%）とこれを除く出院者全体群（27.2%）とを比較すると、調査対象者群の就職決定の割合が有意に低い（フィッシャーの正確確率検定による。p<.05）¹⁰。進路が就職等の者に限って見ると、更にこの傾向が顕著である（前同。p<.01 調査対象者群17.6%、これを除く出院者全体群36.6%）。一般に、少年院での資格・免許取得等は、そこに至る職業補導等の処遇効果を含めて就労につながりやすいと考えられるが¹¹、来日外国人非行少年の場合、日本での就労を目指し、職業補導等を受講して資格・免許を取得した場合でも、出院時までに就職が決まりにくい現状にあることがうかがわれる。なお、就職が決定した9人が取得した資格・免許は、ガス溶接（3人）、アーク溶接、危険物取扱者（各2人）、手アーク溶接、パソコン検定、小型車両系建設機械運転（各1人）等である¹²。

¹⁰ 調査対象者については、入国管理局に引渡しの際の割合が高く、調査対象者を除く出院者全体との比較においては、その影響を強く受けると考えられることから、これを除いて、就職等又は復学等の者に限定して正確確率検定を実施したものである。

¹¹ 平成23年版犯罪白書における特別調査結果（第7編第3章第3節（7-3-3-1-9図））を参照。

¹² 複数の資格・免許を取得している者もいる。